

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成30年12月19日

【発行者名】 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大越 昇一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 内藤 敏信
(連絡場所)
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【電話番号】 03 - 6736 - 2000

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 J P Mエマージング株式ファンド

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 4,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

繰上償還を行うことが決定されましたので、平成30年10月25日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、第一部および第二部における繰上償還に関連する記載等に関し訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

．【訂正の内容】

第一部【証券情報】

(7) 申込期間

< 訂正前 >

2018年10月26日から2019年10月24日までとします。

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

< 訂正後 >

2018年10月26日から2019年 1 月22日までとします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(2) ファンドの沿革

< 訂正前 >

平成18年 7 月28日 当ファンドおよびマザーファンドの信託契約締結、ならびに設定・運用開始

平成27年 5 月29日 マザーファンドの名称変更

< 訂正後 >

平成18年 7 月28日 当ファンドおよびマザーファンドの信託契約締結、ならびに設定・運用開始

平成27年 5 月29日 マザーファンドの名称変更

平成31年 1 月24日 当ファンドの信託終了（予定）

(3) ファンドの仕組み

(八) 委託会社の概況

< 訂正前 >

資本金 2,218百万円（平成30年 8 月末現在）

～ （略）

大株主の状況（平成30年 8 月末現在）

（以下略）

< 訂正後 >

資本金 2,218百万円（平成30年10月末現在）

～ （略）

大株主の状況（平成30年10月末現在）

（以下略）

2【投資方針】

(4) 分配方針

< 訂正前 >

毎計算期間終了時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

なお、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象額の範囲

（以下略）

< 訂正後 >

毎計算期間終了時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

なお、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

信託終了日までの間に分配は行いません。

分配対象額の範囲

（以下略）

3【投資リスク】

（1）リスク要因

< 訂正前 >

（略）

～ （略）

繰上げ償還等について

当ファンドは、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても繰上げ償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

（以下略）

< 訂正後 >

（略）

～ （略）

繰上償還等について

（注）当ファンドは平成31年1月24日に信託を終了（繰上償還）します。

当ファンドは、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても繰上償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

（以下略）

4【手数料等及び税金】

（5）課税上の取扱い

< 訂正前 >

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成30年8月末現在適用されるものです。

（以下略）

< 訂正後 >

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成30年10月末現在適用されるものです。

(以下略)

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込方法

<訂正前>

(略)

取得申込みの受付を行わない日(申込受付中止日)については、販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

(略)

取得申込みの受付を行わない日(申込受付中止日)については、販売会社にお問い合わせください。

(注)当ファンドの受益権の取得申込みの受付は平成31年1月22日までです。なお、当ファンドは平成31年1月24日に信託を終了します。

2【換金(解約)手続等】

換金方法

<訂正前>

(略)

換金申込みの受付を行わない日(申込受付中止日)については、販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

(略)

換金申込みの受付を行わない日(申込受付中止日)については、販売会社にお問い合わせください。

(注)当ファンドの換金申込みの受付は平成31年1月22日までです。なお、当ファンドは平成31年1月24日に信託を終了します。

3【資産管理等の概要】

<訂正前>

(略)

(3) 信託期間

無期限です。

ただし、後記「(5) その他 信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託は終了します。

(4) 計算期間

(略)

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、前記より当ファンドの決算日は原則として毎年7月26日(該当日が休業日の場合は翌営業日)となります。

(5) その他

信託の終了等(詳しくは、信託約款をご参照ください。)

（略）

信託約款の変更（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

（以下略）

<訂正後>

（略）

（３）信託期間

2006年7月28日から2019年1月24日までです。

（４）計算期間

（略）

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、前記より当ファンドの決算日は原則として毎年7月26日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

（注）当ファンドは平成31年1月24日に信託を終了します。なお、当ファンドの最終計算期間は、平成30年7月27日から平成31年1月24日までとします。

（５）その他

信託の終了等（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

（注）当ファンドは平成31年1月24日に信託を終了します。

（略）

信託約款の変更（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

（注）当ファンドは信託の終了までに信託約款を変更する予定はありません。

（以下略）

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

資本金の額（平成30年8月末現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

（略）

投資運用の意思決定機構

（イ）（略）

（ロ）（略）

（注）前記（イ）および（ロ）の意思決定機構、組織名称等は、平成30年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

資本金の額（平成30年10月末現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

(略)

投資運用の意思決定機構

(イ) (略)

(ロ) (略)

(注) 前記(イ)および(ロ)の意思決定機構、組織名称等は、平成30年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

(略)

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成30年8月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	70	1,020,712
公募単位型株式投資信託	-	-
公募追加型債券投資信託	-	-
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	58	3,060,991
総合計	128	4,081,703
親投資信託	51	-

(注) 百万円未満は四捨五入

<訂正後>

(略)

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成30年10月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	69	929,007
公募単位型株式投資信託	-	-
公募追加型債券投資信託	-	-
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	57	3,083,398
総合計	126	4,012,405
親投資信託	51	-

(注) 百万円未満は四捨五入